

ポイント 7 保険料

$$\begin{array}{l} \text{1人当たりの年間} \\ \text{保険料} \\ \text{(最高限度額50万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{41,659円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{1人当たりの所得割額} \\ \text{(被保険者の所得に応じて計算)} \\ \text{被保険者本人の} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割率} \\ \text{7.85\%} \end{array}$$

保険料は、定額部分である均等割額(41,659円/年)と所得に応じて計算される所得割額(所得割率7.85%)の合計額となります。

また、国民健康保険では、世帯単位で保険料が賦課されていましたが、後期高齢者医療では、個人単位で保険料が賦課されます。

保険料軽減措置

◆世帯の年間所得金額が少ない方

所得の少ない方は、世帯の所得に応じて、均等割額が軽減(7割・5割・2割)されます。

同一世帯内被保険者と世帯主の前年の所得の合計額	
33万円以下の場合	7割軽減
33万円+(24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く))以下の場合	5割軽減
33万円+(35万円×被保険者数)以下の場合	2割軽減

※公的年金等控除を受けた方は、高齢者特別控除(15万円)があります。

◆後期高齢者医療制度加入前に健康保険などの被扶養者であった方

- 加入から2年間は均等割が半額に軽減され、所得割が賦課されません。
- 平成20年4月から9月までは、保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減します。

保険料の支払い方法

保険料は原則として、年金(年額18万円以上の方)から天引きされます。年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、納付書等により、お近くの金融機関等へ個別に納めてください。

問い合わせ

伊予市保険年金課(☎982-1111、内線524)  
愛媛県後期高齢者医療広域連合(☎911-7733)  
E-mail info@ehime-kouiki.jp  
ホームページ http://www.ehime-kouiki.jp/



# 後期高齢者医療制度が始まります

平成19年11月27日開催の愛媛県後期高齢者医療広域連合議会において決定した後期高齢者医療制度に関する主なポイントについてお知らせします。

ポイント 1 対象者

75歳以上の方  
及び

65歳以上で一定の障害がある方

愛媛県内に住む75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害がある方のすべてが、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

ポイント 2 自己負担額

一般の方…1割

現役並みの所得がある方…3割

病気やけがにより、保険医療機関を受診したとき、被保険者証を提示し、自己負担額を医療機関窓口で支払うことで、自己負担額を除いた医療費(7割又は9割)を後期高齢者医療が負担します。

ポイント 3 医療の給付・申請

後期高齢者に対する医療給付については、新たに設けられる「高額医療・高額介護合算制度」以外は、これまでの老人保健や国保と同様の給付が受けられます。また、各種申請は、これまでどおり伊予市保険年金課の担当窓口で受け付けます。

ポイント 4 保険証

受診の際、今までは、老人医療受給者証と保険証が必要でしたが、後期高齢者医療制度では原則保険証1枚で受診できます。老人医療制度で交付されていた医療受給者証は廃止されます。病院を受診するときは、必ず保険証を提示してください。

ポイント 5 自己負担が高額になった場合

1か月に支払った医療費が高額となり、限度額を超えた場合は、申請により、限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。申請を一度行うと、次の高額医療費支給は申請の必要がありません。

※現在の老人医療制度ですでに申請をし、高額医療費を受けている方については、後期高齢者医療制度での新たな申請の必要はありません。

また、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額との合計額が限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が支給されます。

ポイント 6 被保険者が亡くなった場合

後期高齢者医療制度における被保険者の方が亡くなったときには、その方の葬祭を行った方に、2万円を葬祭費として支給します。